

# 一般社団法人ひらく定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ひらくと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、進路を見いだせずにいる人に対し、地域の職業人の方々等との交流を通じて、さまざまな体験ができる機会としてセミナーを開催し、社会性を身につけ、自らの興味関心を開拓し、進路が明確になること、また、地域との交流を深め地域も豊かになることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 様々な職種の体験セミナー等の企画、運営、開催
- 2 農産物や特産品の販売店、飲食店等の企画、経営、管理
- 3 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な

事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

（構成）

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任及び解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 定時社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

（決議の方法）

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(代表理事)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、社員総会の決議によって定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第24条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理

事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(余剰金)

第26条 この法人は余剰金の分配を行うことは出来ない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(余剰財産の帰属)

第29条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人及び又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	黒瀬 真美
設立時理事	長尾 夏江
設立時理事	尾山 初美
設立時代表理事	黒瀬 真美

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 奈良県生駒市北新町17-11

設立時社員 黒瀬 真美

住 所 奈良県生駒市北新町17-11

設立時社員 黒瀬 正剛

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ひらく設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 4年 1月 11日

設立時社員 黒瀬真美 印

設立時社員 黒瀬正剛 印